

野焼きは法律で禁止されています

環境保全課 ☎651-6513

一般家庭や事業所から出るごみを畑やドラム缶などで焼却処理する野焼きは、法律により原則禁止され、左記の罰則があります。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、場合によってはダイオキシンなどの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出る可能性があります。
野焼きに関しては、法律上の規制もありますが、**近隣に迷惑をかけないということが重要**であり、下記の例外とされている野焼きの場合であっても、**煙や臭いで苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象**となります。

【禁止の例外】

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど地域の行事における不要となつた門松、しめ縄等の焼却など)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の焼却など)
- たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの(たき火、暖をとるための落ち葉や薪の焼却、バーベキュー)
- 国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物事業活動に伴つて生じた廃棄物の焼却や常習性がある等の悪質な場合には、警察署へ連絡してください。

廃棄物の処理および清掃に関する法律

〈野焼きの罰則〉

違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。
また、法人は3億円以下の罰金に処せられます。

固定資産税を軽減します

税務課 ☎651-6523

地方税法の一部改正に伴う「わがまち特例」による保育の受け皿整備を促進することを目的として固定資産税および都市計画税を軽減します。

●家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

- 【軽減対象資産】
事業に使用する家屋、償却資産
- 【軽減の割合】
3分の1に軽減
- 【軽減期間】
時限なし
- 【適用期間】
平成29年4月1日～

●企業主導型保育事業(平成29年4月1日～平成31年3月31日)、子ども子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が運営する保育施設

- 【軽減対象資産】
事業に使用する土地、家屋、償却資産
- 【軽減の割合】
3分の1に軽減
- 【軽減期間】
固定資産税および都市計画税の課税初年度から5年間
- 【適用期間】
平成29年4月1日～

都市計画案の説明会を開催します

都市計画課 ☎651-6560

都市計画火葬場(木尾町)の決定について、都市計画案の説明会を次のとおり開催します。

- 【とき】10月24日(火) 19時～
- 【ところ】市役所本庁舎1階 多目的ルーム3・4
- ※当日は、西口もしくは北口からお入りください。
- ※申込みは不要です。

意見を募集します

保険医療課 ☎651-6512

市の国民健康保険では、被保険者のレポートや特定健診のデータ等の分析結果に基づいた効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康推進および将来の医療費の削減を図るために、データヘルス計画を策定しています。

このたび、第2期(平成30～35年度)長浜市国民健康保険データヘルス計画(案)がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集締切】

10月31日(火)

【閲覧場所】

保険医療課(本庁舎1階)
市政情報コーナー(本庁舎1階)
北部振興局地域振興課・各支所
市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号を記入し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メールのいずれかで左記まで。

【提出先・問合せ】

保険医療課(本庁舎1階)
〒526-8501 八幡東町632
☎651-6512
☎651-6013
✉hoken@city.nagahama.lg.jp



青少年育成市民のつどい

長浜市青少年育成市民会議事務局
生涯学習文化課 ☎651-6555

長浜の次代を担う青少年が夢と希望を持ち、健全に成長できるよう市民ぐるみで考え、よりよい社会を築くために青少年育成市民のつどいを開催します。

- 【とき】11月19日(日) 13時～16時
- 【ところ】浅井文化ホール(内保町)
- 【内容】○明るい家庭づくり最優秀標語表彰
○小・中学生による作文・意見発表
○実践活動事例の発表
○青少年育成にかかる報告
○巡回展示



▲昨年度のつどいの様子

衆議院議員総選挙の投票日

選挙管理委員会 ☎651-6503

【投票日】10月22日(日)
【投票時間】7時～20時

※一部時間を繰り上げる投票所があります。

投票所入場券を変更しています

1枚の圧着式ハガキに同じ世帯4人までの入場券が印刷されています。ハガキを下の方から丁寧に開き、中の入場券を個人ごとにシン目で切り離して投票所にお持ちください。

期日前投票所

○本庁舎・北部振興局

【期間】10月11日(水)～10月21日(土)

【時間】8時30分～20時

○各支所

【期間】10月15日(日)～10月21日(土)

【時間】8時30分～18時

投票所変更のお知らせ

一部の投票所が変更になります。

対象自治会	投票所
春近、堀部、保多、垣籠	北郷里幼稚園(遊戯室)
今川、日の出、加納、加納新、南田附東七条新、新米(一部)	南郷里幼稚園(遊戯室)
南高田、東高田、地福寺、柳、三和	市役所本庁舎(多目的ルーム)
北ノ郷、東野、醍醐、徳山、南郷、飯山、当目、大門	浅井小学校(体育館)
南浜	南浜第2公民館
唐国、月ヶ瀬	唐国会館
柿ノ木、長田	柿ノ木集会所